



ポジション・ステートメント細則

2022 年 12 月 14 日 広報情報委員会メール審議承認

(目的)

第 1 条 本細則は、広報情報委員会規程（0501）第 2 条に定めるポジション・ステートメント（以下、PS）の定義、ならびにポジション・ステートメントワーキンググループ規約（0501-02）第 9 条に定める PS の内容、作成、および管理にかかわる事項について定めるものである。

(PS の定義)

第 2 条 PS とは、ある事項に対する一般社団法人日本原子力学会（以下、本会）の立場を表明するため、科学的根拠等に基づいた本会の公式声明のことである。
本会が社会に対し直接的に情報を発信する手段の一つとして、学会活動から生まれ発信されたメッセージや報告書等の内容が次条の 3 つの区分のいずれかに相当すると判断される場合、その要点を、所定の様式にしたがって簡潔に記載し、理事会の承認を受けて公開した文書を本会の PS と定義する。

(PS の区分)

第 3 条 PS はその内容によって以下の 3 つに区分する。

- ① 宣言；本会および本会会員の行動に関する考え方や方針を示すもの
- ② 提言；健全な原子力研究・技術開発等のため本会からの提案を示すもの
- ③ 見解；原子力分野の重要事項に関する本会の見方や意見を示すもの

(PS に関わる責任)

第 4 条 理事会は PS の作成、公開、見直し（一部修正、取下げなど）など、PS に関するすべての活動に責任を持つ。そのため、PS のクレジットは本会とする。
これらの活動について、理事会、広報情報委員会、ポジション・ステートメントワーキンググループ（以下、PSWG）、ならびに部会、常置委員会、専門委員会、連絡会等（以下、部会等）は協力して取り組む。

(PS 作成の提案)

第 5 条 PS の作成提案は以下によるものとし、詳細についてはポジション・ステートメント作成要領（以下、PS 作成要領）に定める。

- (1) 理事会による提案：理事会は、学会活動から生まれ発信されたメッセージや報告書等の内容が PS の定義に相応しいと判断した場合は、理事会として素案を作成し、広報情報委員会にレビューを依頼する。ただし、理事会自身で素案の作成が困難である場合は当該 PS の作成について作成協力を望む部会等の名称も含めて広報情報委員会に依頼する（様式 1-1）。

- (2) 広報情報委員会による提案：広報情報委員会は、本会の活動から生まれ発信されたメッセージや報告書等の内容が PS の定義に相応しいと判断した場合は、当該 PS の作成について作成協力に相応しいと判断した部会等の名称と併せて理事会に提案することができる（様式 1-2）。
- (3) 部会等による提案：部会等は、自らが発信したメッセージや報告書等の内容が PS の定義に相応しいと判断した場合は、当該 PS の作成について PSWG に提案することができる（様式 1-3）。
- (4) 本会会員による提案：本会会員は、自らが参画して部会等で発信したメッセージや報告書等の内容が PS の定義に相応しいと判断した場合は、当該 PS の作成について、当該部会等を通じて PSWG に提案することができる（様式 1-3）。

(PS 案の作成、公開、見直し)

第 6 条 PS 案の作成・提出（様式 2）およびその公開ならびに見直し等 PS 作成に関わる詳細な手順については別途、PS 作成要領に定める。

附則

- 1 2022 年 12 月 14 日 広報情報委員会メール審議承認、同日施行
2023 年 1 月 31 日 第 6 回理事会報告

附則

細則は、「ポジション・ステートメント作成要領」を基に、ポジション・ステートメントにかかわる仕組みの見直しに合わせて細則として新たに制定したものである。

附則

- (1) 2022 年 8 月時点において公開済みとなっている PS の取り扱いについて
- ① 2022 年 8 月時点において、本会ホームページで公開中の既存 PS は、旧区分により区分されているため、PSWG は関係する部会等の協力を得つつ、第 2 条の PS の区分に沿って再区分をおこなう。
- ② 再区分により、PS の 3 つの区分のいずれにも相応しくないと判断された PS は、広報情報委員会に付議し、了解が得られたものについて、本会ホームページから取り下げ、以後当該 PS の担当部会等の管理に委ねることとする。
- ③ 取下げとなった既存 PS について、担当部会等は、当該 PS について新たな区分に則した修正を行った後に再提案することができる。その場合は第 4 条以降の PS 作成の手順を踏襲するものとする。